PTA団体総合補償制度のご案内

旭小では今年度も「PTA団体総合補償制度」に加入しております。本制度の概略は以下のとおりです。

**1. PTAが主催·共催する行事中にPTA会員と児童生徒が被ったケガを補償します。**

**2. PTAが主催·共催するPTA活動において、第三者賠償やPTAが借用したものを壊した場合の賭償も補償されます。**

**3.PTA活動中のバザーで提供した飲食物により食中毒が発生した場合の賠償も補償されます。**

**保険期間 : 2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時までの1年間**

※万が一、保険対象になる事故や怪我が発生した場合：発生日より30 日以内に申請を行わなければ保険がおりません。

十分にご注意ください。